

富士マリンレジャーランド観光施設
指定管理者募集要項

令和7年8月

宮崎県 日南市

産業経済部 観光・クルーズ課

1	指定の期間	P 2
2	施設の概要	P 2
3	指定管理者の業務の範囲	P 2
4	指定管理業務に関する経費等	P 2
5	利用料金の取扱い	P 3
6	管理の基準	P 3
7	指定管理者と日南市における業務と責任の分担	P 3
8	指定の取り消し	P 4
9	運営経費	P 4
10	自主事業による収入	P 4
11	指定管理者が自ら行う施設・設備等の整備	P 4
12	備品等の貸与	P 4
13	職員の雇用	P 5
14	申請者の資格等	P 5
15	提出書類	P 6
16	提出にあたっての留意事項	P 6
17	質問事項の受付・回答	P 7
18	申請・選定等のスケジュールなど	P 7
19	説明会の開催	P 7
20	申請書類の提出先・提出期間	P 8
21	選定方法等	P 8
22	無効または失格	P 8
23	指定管理者の指定及び協定書等	P 9
24	その他	P 9
25	問い合わせ先	P10
別紙 1	管理運営に係る許認可、資格、法定業務一覧表	P11
別紙 2	備品等一覧表	P12
別紙 3	提出書類一覧表	P13
別紙 4	募集要項等の配布について	P14
別紙 5	指定管理者候補者選定審査基準表	P15

日南市は、民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、日南市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成21年条例第97号）の規定に基づき、以下のとおり「富士マリンレジャーランド観光施設」の管理運営に関する業務を行う指定管理者（団体）を募集する。

1 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2 施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名 称 | 富士マリンレジャーランド観光施設 |
| (2) 所 在 地 | 日南市大字富士1734番地1 |
| (3) 建築時期 | 管理棟：平成2年7月
休憩棟：平成3年7月
公衆便所：平成8年2月 |
| (4) 規 模 | 管理棟：175㎡ 休憩棟：462㎡ 公衆便所：12㎡ |
| (5) 構 造 | 管理棟：鉄筋コンクリート造2階建
休憩棟：鉄筋コンクリート造2階建
公衆便所：木造平屋建 |
| (6) 設置目的 | 市民の福祉増進を図り、健全なレクリエーションの場及び観光客等の誘致を目的として、安全第一に管理運営を行う。 |
| (7) 施設内容 | 管理棟1棟、休憩棟1棟、駐車場2ヵ所、海浜プール1ヵ所、公衆便所1ヵ所 |
| (8) 開場期間 | 海開き期間中（令和7年度：7月6日～8月31日）及び利用者より施設使用申請があった日 |
| (9) 利用時間 | 午前9時から午後5時まで |
| (10) 利用者数 | 令和4年度 10,634人 令和5年度 6,665人 令和6年度 4,225人 |

3 指定管理者の業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。ただし、行政財産の目的が使用許可（地方自治法第238条の4第7項）、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求に対する裁決（地方自治法第244条の4）など、市長のみの権限に属する事務を除く。

- (1) 施設の維持、管理、運営に関すること。
- (2) その他、富士マリンレジャーランド観光施設 指定管理業務仕様書（以下、「仕様書」という。）に定めるとおり。

4 指定管理業務に関する経費等

(1) 指定管理料

日南市は、管理運営に必要な経費として、指定管理料を毎年度予算の範囲内で支払うこととする。また、指定管理料は、協定書で定めた分割方法、支払い時期、支払い方法により、指定管理者の請求に基づいて支払うものとする。

- (2) 指定管理料の上限額（単年度）
10,267,000円（消費税込み）

5 使用料金の取扱い

施設の使用に係る料金は、日南市の収入とする。

6 管理の基準

- (1) 次の関係法令等の規定を遵守すること。

① 地方自治法

② 自然公園法

③ 条例ほか行政関係法令

ア 日南市観光施設条例（平成21年条例第199号）

イ 日南市観光施設条例施行規則（平成21年規則第144号）

ウ 日南市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成21年条例第97号）

エ 日南市情報公開条例（平成21年条例第17号）

オ 日南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）

カ その他管理運営に適用される法令

④ 別紙1「管理運営に係る許認可、資格、法定業務一覧表」

- (2) 指定管理者が作成し、または取得した文書（以下「管理文書」という。）は、日南市情報公開条例に規定する公文書に準じるものとして適正に管理すること。

なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存、廃棄に関する基準、その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度ごとに定め、日南市に報告し了承を得ること。（管理開始年度の基準等については、指定管理者となる団体が管理開始日の7日前までに市に報告し了承を得ること。）

- (3) 指定管理者が保有する管理文書について、日南市長に対し日南市情報公開条例に基づく公文書の開示の請求、または日南市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく個人情報の開示の請求があった場合において、日南市長からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これに応じること。

- (4) 指定管理者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第16条第2項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当するものを除く。）は、施設の管理業務に係る個人情報について、日南市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に取り扱うこと。

- (5) 指定管理者が行う利用者に対する各種の指導については、日南市行政手続条例（平成21年条例第16号）第4章の行政指導の適用はないが、指定管理者は、これらの指導にあたっては、日南市の機関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適正に行うこと。

- (6) 設備、物品の維持管理を適切に行うこと。

- (7) 利用者の平等な利用を確保し、差別的な取り扱いをしないこと。

- (8) 指定管理者が行う業務の詳細については、仕様書に定めるとおり。

7 指定管理者と日南市における業務と責任の分担

指定管理者と日南市の業務と責任の分担の詳細については、協定書で定めることとするが、

基本的な考え方は次のとおりとする。

- (1) 建築物や設備等の保守管理、保守点検、維持管理（修繕、清掃等）、安全管理、衛生管理は、指定管理者が行う。
- (2) 条例等に規定する利用料金または実費負担金の収受は、指定管理者が行う。
- (3) 指定管理料に含まれる５０万円未満の修繕等は、指定管理者が行う。なお、天災、地変、その他指定管理者の責に帰することのできない事由により生じた損傷の修復等については、双方協議の上、その実施と費用負担の分担を決定する。
- (4) 施設利用者等への損害賠償は、指定管理者が行う。なお、施設等の管理上の瑕疵によるもの以外の事由により損害を与えた場合については、双方協議の上、その実施と費用負担の分担を決定する。

8 指定の取り消し

指定管理者が施設の管理運営を行うにあたり、業務の基準を満たしていないなど、日南市が指定管理者として適当でないと認めるときは、指定を取り消す場合がある。

9 運営経費

運営経費は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理料
- (2) 施設を管理運営することにより得た事業収入

ただし、指定管理者が施設を管理運営することにより生じた損失については、原則として、日南市は補填しない。

10 自主事業による収入

指定管理者は、管理施設内において、管理運営を妨げない範囲で自己の責任と費用により、自主事業を実施することができ、それによる収入を得ることができるものとする。

ただし、施設の設置目的にふさわしくないと判断される事業については、日南市に対して利用許可等の申請が必要となり、使用料等を日南市へ支払わなければならない場合がある。

11 指定管理者が自ら行う施設・設備等の整備

指定管理者が自己資金で施設・設備等を整備する場合は、予め日南市長の了承を得ることとする。

なお、当該施設・設備等については、指定管理期間の終了までに原状回復を行うこととするが、次期指定管理者との間で当該施設・設備等の継承について合意が得られた場合は、この限りではない。

12 備品等の貸与

日南市が所有する備品等（別紙２「備品等一覧表」のとおり）については、指定管理者に無償で貸与することとする。ただし、当該備品等の修繕は、指定管理者が負担するものとする。なお、貸与備品等は、指定管理期間の終了までに点検、修繕を行い、日南市へ返却すること。

13 職員の雇用

指定管理者は、管理運営業務等に従事する職員について、積極的に地元在住者を雇用するように配慮すること。

14 申請者の資格等

(1) 申請者の資格

日南市内に事務所を置く、または、置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次の欠格事項のいずれにも該当しないこと。

なお、日南市は、日南市と日南警察署が締結した「暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書」に基づき、提出された役員名簿を基に日南警察署へ照会し、該当するか否かを確認するものとする。

- ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条または第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされているもの。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当し、日南市の一般競争入札の参加を制限されているもの。
- ⑤ 日南市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱（平成21年告示第28号）第9条の規定に基づく指名停止の制限がなされているもの。
- ⑥ 国税または地方税に滞納があるもの（法人においては法人及び代表者、法人以外の団体においては団体の代表者）。
- ⑦ 役員等（個人、若しくは法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるもの。
- ⑧ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与しているもの。
- ⑨ 役員等が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているもの。
- ⑩ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているもの。
- ⑪ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上または効率的な運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同（以下「グループ」という。）による申請ができる。なお、この場合は、次の事項に留意すること。

- ① グループの適切な名前を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、代表団体や構成員の変更は、原則として認めない。
- ② 当該グループの構成員は、別のグループの構成員になることはできず、また、単独で申請

することもできない。

- ③ 当該グループの構成員全員が、上記(1)に掲げる欠格条項のいずれにも該当しないこと。

(3) 申請者の資格の留意事項

団体は、株式会社、任意団体等の組織の形態を問わないが、個人は申請資格を有しないものとする。

15 提出書類

申請にあたっては、次の書類を日南市へ提出すること。なお、日南市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができるものとする。

- (1) 日南市公の施設の指定管理者の指定申請書（様式第1号）

- (2) 日南市公の施設事業計画書（様式第2号）

- (3) 日南市公の施設収支予算書（様式第3号）

(4) 関係書類

グループによる申請の場合は、次の①～⑦について構成員ごとに提出すること。

- ① 定款、寄附行為、規約、またはこれらに類する書類

- ② 法人登記簿謄本、印鑑証明書（法人の場合のみ）

- ③ 団体の役員名簿、組織に関する事項について記載した書類、またはこれらに類する書類

- ④ 直近1年の国税及び地方税の各納税証明書（滞納がない旨の証明）

- ⑤ 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、損益計算書、財産目録、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類

- ⑥ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書、その他団体の業務の内容を明らかにする書類

- ⑦ 指定管理者指定申請に係る誓約書（様式第4号）

- (5) その他、別紙3「提出書類一覧表」に記載した書類

(6) 提出部数

正本1部及び副本11部（副本は複写可）とする。

※ 副本は、日南市役所内の事務用、選定に関わる委員への配布資料とする。

16 提出にあたっての留意事項

- (1) 申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とする。

- (2) 申請書類は返却しない。

- (3) 提出された書類は、選定等のために必要な範囲内で、複写することがある。また、副本については、正本と同じ内容のものとみなし、選定に関わる委員へそのままの状態で配布するので、内容の確認は申請者の責任において行うこと。

- (4) 提出された書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、日南市が指定管理者の公表等において必要と認めるときは、提出書類の全部または一部を無償で使用するができる。

- (5) 提出された書類は、情報公開の請求により、日南市情報公開条例に基づき開示する場合がある。なお、その際は、原則として、個人に関する情報や申請者の正当な利益を害する恐れのある情報は除く。

- (6) 選定に関わる委員や、本件業務に従事する日南市職員、日南市の重要な政策決定を行う職員（特別職を含む。）に対して、本件について公正な競争を確保する上で、疑いを持たれるような

接触は禁じる。なお、接触の事実が認められた場合は失格とする。

- (7) 日南市は指定管理期間内において、やむをえない理由により、施設の休止・閉鎖等を行う必要が生じた場合は、指定管理者と協議の上、指定管理業務の内容及び指定管理料等を変更できるものとする。
- (8) 申請書類の提出後、日南市は選定等のために必要な範囲内で、申請者に対し書類の補正や追加書類の提出を求めることができる。
- (9) 申請後に応募を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

17 質問事項の受付・回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期間 令和7年8月1日（金）から令和7年9月12日（金）まで。
- (2) 受付方法 募集内容等質問表（様式第5号）に記入の上、FAXまたは電子メールで提出すること。（※送信後に必ず電話連絡をすること。）
- (3) 回答方法 質問及び回答については、説明会において登録されたすべての事業者にはFAXまたは電子メールで回答する。なお、質問者名は公表しない。

18 申請・選定等のスケジュールなど

募集開始から選定までのスケジュール（予定）は、次のとおり。

ただし、申請や選定の状況等により、以下のスケジュールを変更する場合がある。その場合は、日南市ホームページで変更後のスケジュールを周知することとする。

内 容	時 期 等
① 募集の周知（市広報誌・市ホームページ）	令和7年7月15日（水）～
② 募集要項等の配布	令和7年8月1日（金）～9月19日（金） ※ 詳細は、別紙4のとおり
③ 現地説明会	令和7年8月21日（木）
④ 質問事項の受付	令和7年8月1日（金）～9月12日（金）
⑤ 申請書類の受付	令和7年8月25日（月）～9月19日（金）
⑥選定（書類審査・プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年10月下旬 ※ 日時・場所等は、後日、通知する。
⑥ 選定結果の決定・公表	令和7年11月上旬
⑦ 指定管理者の指定（日南市議会の議決）	令和7年12月中旬（予定）
⑧ 協定書の締結	令和8年3月末まで

19 説明会の開催

現地説明会を次のとおり開催する。参加を希望する場合は、令和7年8月15日（金）までに指定管理者募集説明会参加申込書（様式第6号）に記入の上、FAXまたは電子メールで提出すること。（※送信後に必ず電話連絡をすること。）なお、申請する予定である場合は、できる限り本説明会に参加すること。

(1) 現地説明会

- ① 開催日時 令和7年8月21日(木) 9時30分から
- ② 場 所 富士マリンレジャーランド観光施設(集合場所:休憩棟前)

20 申請書類の提出先・提出期間

- (1) 提出先 日南市 産業経済部 観光・クルーズ課 観光推進係
〒887-0005 日南市材木町1-13
- (2) 提出期間 令和7年8月25日(月)から令和7年9月19日(金)まで
午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く)
- (3) 提出方法 申請書類は、直接提出先まで持参する場合、若しくは郵送による場合のみ受理する。ただし、郵送の場合は書留とし、令和7年9月19日(金)午後5時15分必着とする。

21 選定方法等

(1) 選定方法

① 1次審査

選定にあたり、担当課(産業経済部 観光・クルーズ課)が、提出書類、申請者の資格、記載内容の不備など、形式的な審査を行う。

② 2次審査

日南市指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、別紙5に示す審査基準を基に、提出書類等の審査を行い、指定管理者候補者を選定する。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング

① 選定委員会において、提案内容等を書類審査した後、申請者によるプレゼンテーションとヒアリングを実施して審査する。

ただし、当該施設に関する申請者が1団体のみだったときは、申請者によるプレゼンテーションとヒアリングを実施しない場合がある。

② プレゼンテーション・ヒアリングへの出席者は3人以内とし、出席者は原則として代表者及び社員(任意団体にあつては構成員)に限る。

③ プレゼンテーション・ヒアリングは、非公開とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、公開する。

(3) 審査結果の通知・公表

選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者候補者として最もふさわしい法人等を選定する。ただし、審査の結果、適切な指定管理者候補者がいない場合は、決定者無しとし、再募集する場合がある。

選定の結果は、申請者全員に書面で通知し、公表する。

22 無効または失格

次の事項に該当する場合は、無効または失格とする。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 申請書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- (4) 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
- (5) 申請書提出後に、申請内容に重大な変更が生じたとき。
- (6) その他、選定委員会で協議の結果、審査するにあたって不相当と認められるとき。

23 指定管理者の指定及び協定書等

(1) 指定管理者の指定

日南市議会の議決（令和7年12月議会の予定）を経て、指定管理者候補者を指定管理者に指定（決定）する。

(2) 協定書の締結

日南市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、指定管理に係る指定管理料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定書を締結する。

(3) 引き継ぎ

- ① 指定管理者が変更となる場合の引き継ぎ期間は、令和8年1月から3月までとし、この期間内に月数回程度、日南市、現指定管理者、新指定管理者による引き継ぎ打ち合わせ会を実施するとともに、この期間内に現場引き継ぎを終えること。
- ② 指定管理者が管理運営業務等に從事させる予定の職員は、施設において事業の状況の把握、業務内容の引き継ぎ等を実施すること。

(4) 指定後の留意事項

指定管理者が、協定書の締結までに次の事項に該当する場合は、その指定を取り消し、協定書を締結しないことがある。

- ① 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、「富士マリンレジャーランド観光施設」の管理運営に関する業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ② 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ③ 指定管理者から協定書を締結しない旨の書面が提出されたとき。

24 その他

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次的責任を有し、施設または施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、速やかに日南市へ報告すること。
- (2) 指定管理者は、実態として事業の継続が困難になった場合、またはその恐れが生じた場合は、速やかに日南市へ報告すること。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定書で定める。
- (4) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理運営に関する業務が困難となった場合、またはその恐れが生じた場合は、日南市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提供と実施を求めることができる。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善できなかった場合は、日南市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- (5) 指定管理者が倒産し、または指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど、管理運営に関する業務の継続が困難と認められる場合には、日南市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (6) (4) または(5)により指定管理者の指定を取り消された場合は、指定管理者は、日南市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (7) 不可抗力その他日南市または指定管理者の責めに帰すことができない事由により、管理運営に関する業務の継続が困難と認められる場合は、日南市と指定管理者は、指定管理の指定の継続の可否について協議する。
- (8) 前記に規定するもののほか、管理運営に関する業務の継続が困難となった場合の措置については、協定書で定める。

25 問い合わせ先

〒887-0005 日南市材木町1-13

日南市 産業経済部 観光・クルーズ課 観光推進係

TEL 0987-27-3315

FAX 0987-23-3100

電子メール kanko-s@city.nichinan.lg.jp

別紙 1

管理運営に係る許認可、資格、法定業務一覧表

【施設名：富士マリンレジャーランド観光施設】

1 管理運営のために必要な許可

許可の名称	内 容	根拠法令等	備考
なし			

2 管理運営のために必要な資格

資格の名称	内 容	根拠法令等	備考
防火管理者	施設等の防火管理業務の実施	消防法	

3 管理運営のために必要な法定業務

法定業務の名称	内 容	根拠法令等	備考
防火管理業務	消防法に基づく「防火管理者」の指導のもとに実施すること。	消防法	
消防用設備点検報告業務	消防法に基づく「消防設備士」の資格を有するものが実施すること、または、当該資格を有する者を雇用している法人等に委託すること。	消防法	

4 その他上記以外の業務内容により必要となる許可や届出等

別紙 2

備品等一覧表

【施設名：富士マリンレジャーランド観光施設】

名称	数量
ガーデンチェアー	16
座机	9
コインロッカー	7
テーブル	7
片袖机	1
放送設備一式	1
担架	1
J E T S K I	1
メガホン	1
A E D	1

※詳細については、備品台帳及び配置図参照

別紙 3

提出書類一覧表

【施設名：富士マリンレジャーランド観光施設】

様式番号	様式名	確認欄
第 1 号	日南市公の施設の指定管理者の指定申請書	
第 2 号	日南市公の施設事業計画書	
第 3 号	日南市公の施設収支予算書	
第 4 号	指定管理者指定申請に係る誓約書	
第 5 号	募集内容等質問表	
第 6 号	指定管理者募集説明会参加申込書	
—	定款、寄附行為、規約、またはこれらに類する書類	
—	法人登記簿謄本、印鑑証明書（法人の場合のみ）	
—	団体の役員名簿、組織に関する事項について記載した書類、またはこれらに類する書類	
—	直近 1 年の国税及び地方税の各納税証明書（滞納がない旨の証明）	
—	申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、損益計算書、財産目録、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類	
—	申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書、その他団体の業務の内容を明らかにする書類	

別紙 4

募集要項等の配布について

【施設名：富士マリンレジャーランド観光施設】

1 配布期間

令和7年8月1日(金)～9月19日(金)

午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く)

2 配布場所

日南市 産業経済部 観光・クルーズ課 観光推進係

〒887-0005 日南市材木町1-13

※ 日南市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.nichinan.lg.jp/>

3 問い合わせ先

日南市 産業経済部 観光・クルーズ課 観光推進係

担当：松田、日高

電話：0987-27-3315

指定管理者候補者選定審査基準表

【施設名：富士マリンレジャーランド観光施設】

審査基準	審査区分	審査項目	配点	配分
1 指定管理者としての適性	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	① 日南市の当該分野における基本的な施策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。	10	30
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	① 長期間、安定的な管理運営（指定管理業務）を実施していくための人的基盤や財政基盤等を有しており、または確保できる見込みがあるか。	10	
	(3) 実績や経験など	① 施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的な知識や資格、経験を十分に有しているか。	10	
2 管理運営計画の適確性	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。	10	30
	(2) 利用者の満足度	① 利用者を増やす取り組みが具体的であるか。	10	
		② サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。		
		③ 利用者からの苦情への対応策が十分に考えられているか。		
		④ 利用者への情報提供について、十分に考えられているか。		
	(3) 指定管理業務に係る経費	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る費用は、妥当なものであるか。	10	20
	(4) 管理運営体制など	① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。	10	
		② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置は適切であるか。		
		③ 職員の資質・能力の向上に関する考え方や、研修計画は示されているか。		
		④ 地域の住民や関係団体等との連携や協	10	

		働による事業展開が、十分に考えられているか。		
	(5) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	① 利用者の個人情報保護のための対策が、十分に考えられているか。	5	10
		② 利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。		
		③ 日常の事故防止など安全対策が、適切に考えられているか。	5	
		④ 防犯、防災対策などの危機管理体制が、十分に考えられているか。		
		⑤ 事故や災害の発生時の対応策が、十分に考えられているか。		
3 アピール事項	(1) 熱意・意欲	① 施設を運営・管理するための、熱意や意欲はあるか	10	10
合 計			100	